

# 規則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

## 埼玉県教育委員会規則第十五号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び埼玉県立東松山特別支援学校」を「、埼玉県立東松山特別支援学校、埼玉県立春日部特別支援学校、埼玉県立上尾特別支援学校及び埼玉県立騎西特別支援学校」に改め、同条第二項の表中「埼玉県立東松山特別支援学校嵐山

学園分校—比企郡嵐山町大字菅谷字東原二百六十四番一—を

「埼玉県立東松山特別  
埼玉県立春日部特別  
埼玉県立上尾特別支  
埼玉県立騎西特別支

支援学校嵐山学園分校—比企郡嵐山町大字菅谷字東原二百六十四番一

支援学校宮代分校 南埼玉郡宮代町字東六百十一番地

援学校上尾南分校 上尾市中新井五百八十五番地

援学校北本分校 北本市古市場一丁目百五十二番地

に改める。

別表埼玉県立特別支援学校塙保己一学園の項定員数の欄中「五四」を「四八」に、

高等

「二七」を「二四」に改め、同表埼玉県立春日部特別支援学校の項中

部	三年	九七	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
---	----	----	--------------------

を

校	官代分	高等部	三年	九七	中者
			三年	四八	中者
					ある者
					ある者

学部を卒業した  
又はこれに準ず

者
学部を卒業した 又はこれに準ず 者で知的障害の るもの

に改め、同表埼玉県立上尾特別支援学校の項中

高 等 部
-------------

三年
八四
中学部を卒業した 者又はこれに準ず る者

を

高 等 部	三年	八四	中学部 者又は る者
上尾南 分校	高等部	三年	四八
			中学部 者又は る者 あるも

を卒業した これに準ず
を卒業した これに準ず 知的障害の の

に改め、同表埼玉県立騎西特別支援学校の項中

高 等 部
三

年
八四
中学部を卒業した 者又はこれに準ず る者

を

高 等 部	三年	八四	中学部を卒 者又はこれ る者
北本分 校	高等部	三年	四八
			中学部を卒 者又はこれ る者 あるもの

業した に準ず
業した に準ず

に改める。

障害の

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。